

# 大分県報

令和二年  
第一三九号  
九月十一日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 生活保護法等による医療機関の指定……………一
- 大規模小売店舗に係る公示……………一
- 土地改良事業計画変更認可申請適当の決定及び縦覧……………二
- 土地改良法による土地改良施設管理規程の認可……………二
- 公 告……………三
- 県営土地改良事業の工事の完了……………三
- 都市計画事業の事業計画変更認可……………三
- 落札者等の公示（二件）……………四

### ○告示

### 示

#### 大分県告示第五百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和二年九月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
---------	--------	-----	-------

太陽調剤薬局鶴見店	有限会社太陽調剤薬局	別府市鶴見町三組	令二・八・一
-----------	------------	----------	--------

株式会社伊東薬局日ノ出町店	株式会社伊東薬局	日田市大字渡里二二番地の一	〃
クリニックいずみ	社会福祉法人九州キリスト教社会福祉事業団	中津市大字永添二七四四番地	〃
日出見玉病院	特定医療法人瑞木会	速見郡日出町大字川崎八三七番地の一	令二・八・八

#### 大分県告示第五百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年九月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要  
1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグストアモリ豊後大野市三重町店  
豊後大野市三重町赤嶺大原千七百七十番七 外
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名  
又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（一）大規模小売店舗を設置する者  
株式会社ドラッグストアモリ  
代表取締役 森 竜 馬
- 福岡県朝倉市一ツ木千四百四十八番地の一  
大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社ドラッグストアモリ  
代表取締役 森 竜 馬
- 福岡県朝倉市一ツ木千四百四十八番地の一  
大規模小売店舗の新設をする日  
令和三年四月二十二日

令和二年九月十一日

大分県報（告示）

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千六百八十四平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (一) 駐車場の位置及び収容台数
    - 駐車場No.一 建物敷地内 三十七台
    - 駐車場No.二 建物敷地南側 三十三台
    - 合計 七十台
  - (二) 駐車場の位置及び収容台数
    - 建物東側 二十一台
  - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
    - 建物西側 五十平方メートル
  - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - 建物敷地北西側 六・九立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
二十四時間
  - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
二十四時間
  - (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - 建物敷地南側駐車場南側 二箇所
  - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
二十四時間
- 二 届出年月日  
令和二年八月二十一日
- 三 関係書類の縦覧
  - 1 縦覧場所
    - 大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県豊肥振興局
  - 2 縦覧期間  
令和二年九月十一日から令和三年一月十二日まで
  - 四 その他  
法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年一月十二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下

「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。  
 なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項及び同法第八十四条において準用する同法第八条第一項及び第六項の規定により、次の土地改良区連合からの土地改良事業計画変更認可申請を適当と決定し、次のとおり土地改良事業変更計画書及び定款の写しを縦覧に供する。  
 なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内  
 に知事に対し異議を申し出ることができる。  
 令和二年九月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区連合名	所在地	事業名	縦覧期間	縦覧場所
駅前川土地改良区連合	宇佐市	土地改良事業 (維持管理計画書)	令二・九・一一から 令二・一〇・一まで	宇佐市役所

大分県告示第五百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第五十七条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良施設管理規程を認可した。  
 令和二年九月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 認可の年月日  
令和二年八月三十一日
- 二 認可を受けた土地改良区連合の所在地及び名称  
宇佐市大字閣四百三十七番地  
駅前川土地改良区連合
- 三 土地改良施設の名称  
日指ダム、山の口1号頭首工、山の口2号頭首工及び寒水頭首工

四 管理規程の概要		1 貯水、放流又は取水に関する事項		取水	
施設名	有効貯水容量	責任放流量	期 間	立方メートル/秒	立方メートル/秒
日指ダム	四五一万		一月一日から 二月三十一日まで	二・六二五	
山の口1 号頭首工			一月一日から 三月三十一日まで	〇・〇二二	
山の口2 号頭首工			一月一日から 三月三十一日まで	〇・一九一	
寒水頭首 工			一月一日から 三月三十一日まで	〇・一二〇	
2 点検及び整備に関する事項 3 緊急事態における措置に関する事項 4 ダムにあつては、気象及び水象の観測に関する事項 5 その他必要な事項					
<b>○ 公 告</b>					
次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。 令和二年九月十一日					
大分県知事 広 瀬 勝 貞		着 手 年 月 日 平二一・七・一六		完 了 年 月 日 平二七・七・二一	
事業 名 県営ため池等整備事業 (農業用河川工作物応急対策) (馬代地区)		県営ため池等整備事業 (危険ため池緊急整備) (大原地区)		県営ため池等整備事業 (危険ため池緊急整備) (下弓舟溜池地区)	
県営ため池等整備事業		県営ため池等整備事業 (危険ため池緊急整備) (上影戸溜池地区)		県営ため池等整備事業 (危険ため池緊急整備)	
県営ため池等整備事業		県営地域ため池総合整備事業 (宮河内地区)		県営地域ため池総合整備事業 (佐野地区)	
県営ため池等整備事業		都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定による大分都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示が令和二年九月一日付け九州地方整備局告示第八十八号をもってなされたので、同法第六十六条の規定に基づき次のとおり公告する。 令和二年九月十一日		大分県知事 広 瀬 勝 貞	
一 都市計画事業の種類及び名称 平成二十九年九州地方整備局告示第百五十一号大分都市計画道路事業 三・四・二十八号庄の原佐野線		二 施行者の名称 大分県		三 事務所の所在地 主たる事務所 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 大分市大手町三丁目一番一 号 従たる事務所 大分県大分土木事務所 大分市向原西一丁目四番二号	
四 事業地 1 収用の部分		大分県報(告示・公告)		三	

令和二年九月十一日

大分県報(告示・公告)

平成二十九年九州地方整備局告示第百五十一号の事業地のうち大分県大分市下郡南二丁目、下郡南二丁目及び下郡南三丁目地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

平成二十九年九州地方整備局告示第百五十一号の事業地のうち大分県大分市下郡南二丁目地内において事業地を変更する。

次のとおり落札者等について公示する。

令和二年九月十一日

大分県知事 広 瀬 貞 貞

一 落札に係る物品の名称及び数量  
県立学校タブレット端末 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県教育庁教育財務課

大分市府内町三丁目十番一号

三 落札者を決定した日

令和二年八月二十四日

四 落札者の氏名及び住所

ミカサ商事株式会社大分営業所 営業所長 下 北 圭 介

大分市東春日町十七番十九号

五 落札金額

十一億二千七百九十九万八千二百四十八円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和二年七月十四日

次のとおり落札者等について公示する。

令和二年九月十一日

大分県知事 広 瀬 貞 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量  
大分県警察事件管理総合システム用機器等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部刑事部刑事企画課  
大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和二年七月三日

四 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社九州支店 九州支店長 野 田 隆 之

福岡県福岡市博多区御供所町一番一号

五 落札金額

二百八十八万六千八百八十円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和二年五月十二日